

1. 件名：増設雑固体廃棄物焼却設備建屋における水蒸気発生事象に関する面談

2. 日時：令和6年2月27日（火）18:00～18:30

3. 場所：テレビ会議システムによる実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、大辻管理官補佐、元嶋専門職

長官官房 総務課 事故対処室

木原室長補佐、堀越室長補佐

福島第一原子力規制事務所

小林所長、廣岡副所長、木村原子力運転検査官、松沢原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 3名

廃炉安全・品質室 4名

福島第一原子力発電所 10名

5. 要旨

- 原子力規制庁は、令和6年2月22日から東京電力福島第一原子力発電所の増設雑固体廃棄物焼却設備の建屋において発生した水蒸気の発生及びその対策として実施した廃棄物貯留ピットへの注水について、事実関係を確認するとともに、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に以下の通り指示を行った。
 1. 現在、注水をした当該ピット周囲（非管理区域を含む）の壁面からの滲みが継続しており、事象発生時に生じた水蒸気、ピット内の水を含めた水分の管理区域外、建屋外への漏えいのおそれがあるため、至急当該滲みの拡大防止対策を講じること。
 2. 水蒸気発生抑制のために現在も当該ピットには水が張られているが、注水による施設への影響を速やかに評価し、必要な対策を検討すること。なお、本施設は廃棄物減容を目的とした施設であり、サイト全体におけるリスク低減を進めるにあたり速やかな稼働再開が必要である。

- 東京電力から、上記指示に対し速やかに対応していく旨回答があった。

6. 資料

なし